

動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）（抄）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 <b>豚丹毒生ワクチン（シード）</b></p> <p>1・2（略） 3 試験法 3.1～3.3（略） 3.4 小分製品の試験 3.4.1～3.4.5（略） （削る）</p> <p><u>3.4.6</u>（略） <u>3.4.6.1</u>（略） <u>3.4.6.1.1</u>・<u>3.4.6.1.2</u>（略） <u>3.4.6.2</u>・<u>3.4.6.3</u>（略） <u>3.4.7</u>（略） <u>3.4.7.1</u> 試験動物     <u>3.4.6</u>の試験に用いた動物を用いる。 <u>3.4.7.2</u> 試験方法     <u>3.4.6</u>の試験の観察期間中、関節炎の発生の有無を検査する。 <u>3.4.7.3</u>（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 <b>豚丹毒生ワクチン（シード）</b></p> <p>1・2（略） 3 試験法 3.1～3.3（略） 3.4 小分製品の試験 3.4.1～3.4.5（略） <u>3.4.6</u> マーカー試験     <u>3.1.1.2</u>を準用して試験するとき、適合しなければならない。 <u>3.4.7</u>（略） <u>3.4.7.1</u>（略） <u>3.4.7.1.1</u>・<u>3.4.7.1.2</u>（略） <u>3.4.7.2</u>・<u>3.4.7.3</u>（略） <u>3.4.8</u>（略） <u>3.4.8.1</u> 試験動物     <u>3.4.7</u>の試験に用いた動物を用いる。 <u>3.4.8.2</u> 試験方法     <u>3.4.7</u>の試験の観察期間中、関節炎の発生の有無を検査する。 <u>3.4.8.3</u>（略）</p> <p>（以下略）</p>